

2021年3月5日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
食品監視担当 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地
コープ御所南ビル 4 階
京都府生活協同組合連合会
専務理事 高取 淳
電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

令和3年度京都市食品衛生監視指導計画(案)に関する意見

令和3年度京都市食品衛生監視指導計画(案)(以下、「計画」(案)という)に対して、以下の意見、要望を述べます。

(1) 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進について

原則として全ての食品事業者に、HACCPに沿った衛生管理を行うことが義務付けられました。HACCPに沿った衛生管理の導入を効率的・効果的に進め、かつ定着させていくことについて食品関係団体と連携していくことが不可欠です。取り組みの内容が事業者同士はもちろんのこと、消費者にも見える形で実施されることを要望します。

(2) 効率的・効果的な監視や検査の実施について

リスクに応じた収去(抜取り)検査等の実施やカンピロバクターやノロウイルスをはじめとする食中毒予防対策(特にカンピロバクター患者の多い若年層への啓発)、京の食文化を支える食品の安全・安心の確保を図られることに賛成します。ただし、どの時期にどのように検査や啓発をされるのか広報(ホームページ、市民新聞、SNS等)を強めて頂くとともに、実施された結果について見える化を図って頂くことを要望します。

(3) 健康危機事案発生時の迅速かつ柔軟な対応について

食中毒をはじめとする健康危機管理について、全市で一つの拠点に集約化した医療衛生センターのスケールメリットを活かした迅速かつ柔軟な対応を図ることは大切なことですが、具体的にどのような対応をされるのか明文化されることを望みます。

(4) リスクコミュニケーションの推進について

食品の安全性確保に向けた行政の取り組みや食の安全・安心に係る情報について、ホー

ムページ、市民新聞、SNS等を用いて積極的に情報発信し、市民が自ら食品の安全性について考え、理解を深める機会（体験型手洗い講習会など）を設けることに賛成です。市民向け（特に若年層）と食品等事業者向けの講習会や意見交換会の開催について、きめ細かく実施して頂くことを要望します。

（５）一斉監視の実施について

年間を通じて施設の監視を行う中、特に細菌性の食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する年末については重点的に監視指導を実施することや近年利用者が急増している配達及び持ち帰り弁当の調製・販売を行う事業者に対し、監視指導を行い、食中毒の防止を図ることに賛成です。これらについて取組みの内容が事業者同士はもちろんのこと、消費者にも見える形で実施されることを要望します。

（６）その他

広域連携協議会との連携、特に京都府と京都市とが緊密に連携をし、共に成果をだされることを期待します。